

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

		主管課	障がい福祉課
政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	取組の基本方向	「障がいのある人の生活を充実する」ため、就労や社会参加の促進を図るための「障がい者の社会的自立の促進」、施設から地域生活への移行を図ることや、障がい児の発達支援のための「障がい者の生活支援の充実」に、重点的に取り組みます。
政策名	3 障がいのある人の生活を充実する	政策目標	障がい者が地域において、安心して生活を送っています。

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	現在、国においては、障害者自立支援法を廃止し、新たに総合的な障害福祉制度を構築するため、(仮称)障害者総合福祉法の制定に向けた基本的な方向性が議論されている。このような中、平成22年12月に障害者自立支援法が一部改正され、グループホーム・ケアホーム利用の際の個別給付、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置などが制度化されるなど、生活支援に関する施策が強化されることになった。また、地域主権戦略大綱等による地域主権改革の関連法案に基づき、今後、障がい福祉サービス事業者の指定等の権限が県から移譲される動きがあることから、主体的な対応が可能になると考えられる。	② 構成する施策に関する市民意識調査結果		③ 政策の進捗状況	政策指標(単位)	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	進捗状況(%)
	外部意見その他	市議会一般質問において、日中一時支援事業や日常生活用具給付の充実、就労支援策や相談支援体制の充実などの質問がなされている。また、障がい者自立支援協議会においても、日中活動の場の確保や就労支援・相談支援の充実が求められている。				指標① (総合計画に基づく指標)	障がいのある人が、安心して充実した生活を送るための環境が整っていると感じている市民の割合	20.3	14.8	15.6	19.0		34.0
					指標②								
					指標③								

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	政策指標が前年度から3.4ポイント上昇していることから、政策全体としては着実に成果を上げている。 「障がい者の社会的自立の促進」では、授産活動を支援する数々の取組が効果的に機能し、障がい者の工賃向上を実現している。 「障がい者の生活支援の充実」では、グループホーム・ケアホームの利用者が増えている。	⑤ 今後の取組方針	総論	法制度の改正に的確に対応しながら、障がい者の社会的自立の促進に向けた就労支援策や相談支援体制の充実に取り組むとともに、障がい児者の生活の充実に向け、幼児期からの一貫した療育支援、居住の場や日中活動の場の確保など、ライフステージに応じた途切れのないきめ細かな支援に積極的に取組み、障がい児者が健康で生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる社会の実現を目指す。また、市民に対し、障がいに対する理解と本市の障がい福祉施策の周知、啓発の推進に努めていく。
	改善の必要な点	障がい者の就労支援策の更なる促進や障がい児者の日常生活支援の充実に向けた取組が必要である。 市民意識調査においては、施策に対する認識不足などから、満足度が低い状況にあることから、障がい福祉施策事業の周知・啓発を図り、満足度を上げていく必要がある。		重点施策	障がい者の社会的自立の促進に向け、障がいの特性に応じた就労支援や相談支援に積極的に取り組む。また、障がい児者の生活支援の充実に向け、グループホーム・ケアホームの整備を促進するとともに、日中一時支援事業の充実を図る。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況				進捗状況	施策の二次評価		市民の意識	
		施策の指標(上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H22	H24:目標		満足度	重要度		
1	障がい者の社会的自立の促進	一般就労に移行した障がい者の人数	17	13	32	40.6%	総論	障がい者の社会的自立の促進には、障がいの特性に応じて、就労支援、相談支援、社会参加手段の確保支援、健常者への啓発など、多面的な施策・事業を推進することが必要であることから、今後は、国等における制度改革に適切に対応しながら、更なる事業の推進を図る。	12.7%	65.1%
		工賃倍増対象事業所全体の工賃平均月額(円)と工賃上昇額(円/月)	10,461	10,712(251)		重点事業	宇都宮版工賃倍増事業(授産品創造・開発プロジェクト「U」、授産活動支援事業)において、障がい者の工賃水準向上、就労訓練機会の確保を図るため、各事業所の授産活動を支援するとともに、障がい者自立支援協議会「就労支援部会」の関係機関と連携しながら、一般就労への移行支援に積極的に取り組む。			
						見直し事業	市単独扶助事業については、国や県の制度改革等の内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。			

様式 3

2 障がい者の生活支援の充実	グループホーム・ケアホーム設置数	49	52	74	70.3%	総論	障がい児者の生活支援の充実には、幼児期からの一貫した療育支援、居住の場の確保、日中活動の場の確保及び個々に応じた適正サービスの提供などが必要であることから、今後は更なる事業の充実を図るとともに、関係機関・関係事業間の連携を強化する。	15.6%	67.5%
	グループホーム・ケアホーム利用者数	217	264			重点事業	グループホーム・ケアホーム設置費補助金について、国・県の補助制度やその周知に努めるとともに、国や県の動向を踏まえ、補助対象経費及び基準額等の適正化を図りながら、整備を促進する。日中一時支援事業の医療的ケアについては、介護者の負担が大きく、利用を希望する声は年々高まっているが、受け入れが可能な施設が少ないことから、今後の法改正の動向を踏まえつつ、事業の拡大の充実について検討していく。		
						見直し事業	居住の場や日中活動の場の更なる充実に向け、法制度の改正を踏まえ対応する必要がある。		